

# 2011年、国民の休日に関する通達

2010年12月10日、國務院から2011年の国民の休日(これを含めた連休日程)が発表されました。これによって、中国の2011年のカレンダーが確定しました。

関係労働法規によると、休日の時間外労働については100%、法定休暇の時間外労働は200%の給料の上乗せが必要となります。今回発表された国民の休日に関する通達では、連休のうち法定休暇が明確にされていませんが、関係法令(中華人民共和国國務院令513号)を合わせて解釈すると、2011年の連休は、以下のように法定休暇と休日とに区別されるものと考えられます。

	連休	法定休暇	休日
元旦 1月1日	3日間 1月1日(土)～3日(月)	1月1日(土)	1月2日(日)・3日(月)
春節 2月2日～4日	7日間 2月2日(水)～8日(火)	2月2日(水)・3日(木)・4日(金)	2月5日(土)・6日(日)・7日(月)・8日(火)
	◆1月30日(日)・2月12日(土)の休日を2月7日(月)・2月8日(火)に振替、1月30日(日)・2月12日(火)は出勤日とする。		
清明節 4月5日	3日間 4月3日(日)～5日(火)	4月5日(火)	4月3日(日)・4日(月)
	◆4月2日(土)の休日を4月4日(月)に振替、4月2日(土)は出勤日とする。		
労働節 5月1日	3日間 4月30日(土)～5月2日(月)	5月1日(日)	4月30日(月)・5月2日(月)
端午節 6月6日	3日間 6月4日(土)～6日(月)	6月6日(月)	6月4日(土)・5日(日)
中秋節 9月12日	3日間 9月10日(土)～12日(月)	9月12日(月)	9月10日(土)・11日(日)
国慶節 10月1日～3日	7日間 10月1日(土)～7日(金)	10月1日(土)～3日(月)	10月4日(火)・5日(水)・6日(木)・7日(金)
	◆10月8日(土)・10月9日(日)の休日を10月6日(木)・10月7日(金)に振替、10月8日(土)・10月9日(日)は出勤日とする。		